

# 福岡県公報

令和 4 年 3 月 18 日  
第 283 号

## 目 次

### 告 示 (第233号 - 第255号)

- 福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく  
区域指定 (都市計画課) ..... 2
- 福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく  
区域指定 (都市計画課) ..... 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) ..... 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂 防 課) ..... 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) ..... 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂 防 課) ..... 4
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 4
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) ..... 5
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂 防 課) ..... 5
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 5
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 6
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) ..... 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂 防 課) ..... 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 7
- 自動車税種別割の収納事務の委託 (税 務 課) ..... 7

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 8
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 8
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 8
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 9

## 公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 10
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 10
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 11
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 11
- 特定危険薬物の指定の失効 (薬 務 課) ..... 11
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 11
- 特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了 (砂 防 課) ..... 11
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) ..... 12
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ..... 12
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ..... 12
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 12
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (環境保全課) ..... 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 13
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 13

## 公安委員会

- 意見募集の結果の公示 (警察本部生活保安課) ……………13
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第3条第1項第4号の規定に基づく習俗的行事その他の特別な事情のある日及びその地域の指定 (警察本部生活保安課) ……………15
- 福岡県風俗案内業の規制に関する条例第12条第1号ニの規定に基づく習俗的行事その他の特別な事情のある日及びその地域の指定 (警察本部生活保安課) ……………15

**告 示**

**福岡県告示第233号**

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び那珂川市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定した土地の名称  
那珂川市山田地区
- 2 指定した土地の区域  
那珂川市大字山田の一部

**福岡県告示第234号**

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び

那珂川市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定した土地の名称  
京都郡那珂川町片島地区
- 2 指定した土地の区域  
京都郡那珂川町大字上片島の一部

**福岡県告示第235号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成30年2月6日福岡県告示第90号北九州広域都市計画道路事業3・4・44-200号折尾東西線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称  
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
北九州広域都市計画道路事業3・4・44-200号折尾東西線
- 3 事業施行期間  
平成22年7月21日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

**福岡県告示第236号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年1月20日

福岡県告示第27号北九州都市計画道路事業3・4・198号日吉台光明線（光明工区）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称  
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
北九州広域都市計画道路事業3・4・44-198号日吉台光明線（光明工区）
- 3 事業施行期間  
平成22年9月15日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

#### 福岡県告示第237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東二島4丁目	北九州市若松区東二島四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
深町1丁目	北九州市若松区深町一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東二島4丁目	北九州市若松区東二島四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
深町1丁目	北九州市若松区深町一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面は北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第239号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
貫-1	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

横代葉山	北九州市小倉南区横代葉山（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
安部山 - 1	北九州市小倉南区安部山（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中吉田 6 丁目	北九州市小倉南区中吉田六丁目、上吉田六丁目及び大字吉田（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下吉田 2 丁目	北九州市小倉南区下吉田二丁目及び大字吉田（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から 5 までは省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第240号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 4 年 3 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
貫 - 1	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
横代葉山	北九州市小倉南区横代葉山（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり
安部山 - 1	北九州市小倉南区安部山（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 3 に記載する表のとおり
中吉田 6 丁目	北九州市小倉南区中吉田六丁目、上吉田六丁目及び大字吉田（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 4 に記載する表のとおり

下吉田 2 丁目	北九州市小倉南区下吉田二丁目及び大字吉田（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 5 に記載する表のとおり
----------	--	---------	-------------------

備考 別紙図面 1 から 5 までは省略し、その図面は北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第241号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第453号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 4 年 3 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
羽衣町(a)-1	北九州市八幡東区羽衣町（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
末広町 - 1	北九州市八幡東区末広町（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
帆柱町 - 4	北九州市八幡東区帆柱四丁目（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から 3 までは省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第242号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第454号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 4 年 3 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
羽衣町(a)-1	北九州市八幡東区羽衣町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
末広町-1	北九州市八幡東区末広町（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
帆柱町-4	北九州市八幡東区帆柱四丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第243号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
神山村	北九州市八幡東区神山村（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
帆柱町-4	北九州市八幡東区帆柱四丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
末広町-1	北九州市八幡東区末広町（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
羽衣町-3	北九州市八幡東区羽衣町（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から4までは省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に

供する。

**福岡県告示第244号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
神山村	北九州市八幡東区神山村（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
帆柱町-4	北九州市八幡東区帆柱四丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
末広町-1	北九州市八幡東区末広町（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
羽衣町-3	北九州市八幡東区羽衣町（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から4までは省略し、その図面は北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第245号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年2月福岡県告示第113号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平尾町	北九州市八幡西区平尾町及び大字藤田（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
瀬板町東 - 1	北九州市八幡西区瀬板一丁目及び二丁目（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第246号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第114号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平尾町	北九州市八幡西区平尾町及び大字藤田（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
瀬板町東 - 1	北九州市八幡西区瀬板一丁目及び二丁目（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第247号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定す

る。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平尾町	北九州市八幡西区平尾町及び大字藤田（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
瀬板町東 - 1	北九州市八幡西区瀬板一丁目及び瀬板二丁目（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第248号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平尾町	北九州市八幡西区平尾町及び大字藤田（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
瀬板町東 - 1	北九州市八幡西区瀬板一丁目及び瀬板二丁目（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面は北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第249号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	藤山 国分線 一丁田	前	久留米市藤山町745番1先から 久留米市藤山町551番1先まで	7.7 ～ 10.1	213.0
			後	久留米市藤山町745番1先から 久留米市藤山町551番1先まで	7.7 ～ 16.6	

#### 福岡県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	筑紫野 古賀線	前	糟屋郡粕屋町大字上大隈609番1先から 糟屋郡粕屋町大字上大隈615番先まで	33.6 ～ 37.4	33.5
			後	糟屋郡粕屋町大字上大隈609番1先から 糟屋郡粕屋町大字上大隈615番先まで	33.6 ～ 35.2	

#### 福岡県告示第251号

自動車税種別割の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 委託する税目

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第3条第1項第8号に規定する自動車税の種別割

#### 2 委託の相手方

名称	住所	委託内容
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	自動車税種別割収納事務に付随する情報通信役務の提供
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	日本国内の直営店及び加盟店における自動車税種別割の収納事務
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号	同上
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	同上
国分グロースーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号	同上
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	同上
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号	同上

L I N E P a y株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号	スマートフォン等によるアプリケーションソフトを利用した決済サービスで手続きを行った自動車税種別割の収納事務
P a y P a y株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	同上

3 委託した日

令和3年4月1日

4 委託期間

令和3年4月30日から令和4年2月28日まで

**福岡県告示第252号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
久留米	県 道	蜷 川 草 野 線	前	久留米市大橋町常持1019番5先から久留米市草野町矢作274番1先まで	5.5 ～ 30.3	2,426.0	うち一般国道210号重用延長1,180.0メートル
			後	久留米市大橋町常持1019番5先から久留米市草野町矢作274番1先まで	5.5 ～ 30.3	2,426.0	うち一般国道210号重用延長1,180.0メートル
			後	久留米市大橋町常持1019番5先から久留米市大橋町常持89番先まで	10.2 ～ 47.6	609.7	

**福岡県告示第253号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字熊手久保238の6（次の図に示す部分に限る。）、字内ヶ野722・723の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第254号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県 道	才 田 線 筑前内野停車場	前	嘉麻市嘉穂才田1247番先から 嘉麻市嘉穂才田1537番 3 先まで	10.7 ～ 15.8	801.6
			後	嘉麻市嘉穂才田1247番先から 嘉麻市嘉穂才田1538番 1 先まで	10.7 ～ 15.8	811.2

## 福岡県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
飯 塚	才 田 線 筑前内野停車場	嘉麻市大力2060番 4 先から 嘉麻市嘉穂才田1538番 1 先まで

## 公 告

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
築上郡築上町大字越路780番、781番1、781番2及び802番3の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

豊前市大字荒堀500番地

福岡京築農業協同組合

代表理事組合長 時本 数章

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 ショッピングモールなかま
  - (2) 所在地 中間市上蓮花寺一丁目1-1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 ショッピングモールなかま
  - (2) 所在地 中間市上蓮花寺一丁目1-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) 中間市岩瀬一丁目商業施設
- (2) 所在地 中間市岩瀬一丁目1番2外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市山隈字柳315番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

久山特定目的会社

取締役 稲田 秀

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市有安字鳥羽965番2、965番34から965番91まで、966番1、966番67及び966番72から966番84まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯塚市川津504番地

株式会社前田組

代表取締役 前田 耕平

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字野町字三ツ割736番1の一部、751番、756番1、756番7、757番1並びに字松の下767番1、768番1及び781番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区港南二丁目15番3号 品川インターシティC棟

NECキャピタルソリューション株式会社

代表取締役 今関 智雄

---

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部

都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画区域区分の変更（令和 4 年 2 月 9 日北九州市告示第33号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画用途地域の変更（令和 4 年 2 月 9 日北九州市告示第34号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画臨港地区の変更（令和 4 年 2 月 9 日北九州市告示第35号）

**公告**

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和 4 年 3 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 失効した特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 エチル = 2 - [ 1 - ( 5 - フルオロペンチル ) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド ] - 3 , 3 - ジメチルプタノアート及びその塩類

- (2) 化学名 2 - ( 3 - メトキシフェニル ) - 2 - ( プロピルアミノ ) シクロヘキサン - 1 - オン及びその塩類

- (3) 化学名 2 - [ ( 4 - エトキシフェニル ) メチル ] - 5 - ニトロ - 1 - [ 2 - ( ピロリジン - 1 - イル ) エチル ] - 1 H - ベンゾ [ d ] イミダゾール及びその塩類

- (4) 化学名 1 , 2 - ジフェニル - 2 - ( ピロリジン - 1 - イル ) エタン - 1 - オン及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第34号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和 4 年 3 月 17 日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和 4 年 3 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
宮若市中土地改良区	令和 4 年 3 月 8 日

**公告**

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 庄司-2	飯塚市庄司1150 社会福祉法人 穂波学園 理事長 測上忠彦

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
糸島市	令和4年4月12日から 令和5年3月31日まで

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
豊前市大字八屋	令和4年1月26日から 令和4年5月31日まで

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
行橋市大字徳永地内	令和4年2月11日から 令和4年3月31日まで

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（道路管理）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県の一部	令和4年2月28日

## 公告

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 意見募集期間

令和4年3月18日から令和4年4月18日まで

### 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課に備え置きます。

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市朝霧四丁目1067番1及び1073番1から1073番4まで

### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市若松区二島五丁目19番4号

吉田 洋

遠賀郡遠賀町大字広渡2041番地1

副田 廣明

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和4年2月28日福岡市告示第36号）

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第58号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項に基づくクロスボウ射撃指導員の認定等に係る審査基準（案）等及び銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第2項に基づくクロスボウ射撃指導員の認定の取消しに係る処分基準（案）等について、令和4年2月3日から同年3月4日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和4年3月18日

福岡県公安委員会

### 1 審査基準等の題名

- 銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係る基準（法第4条第1項）
- 許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認に係る基準（法第4条の4第1項）
- 猟銃等講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付に係る基準（法第5条の3第3項）
- クロスボウ講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付に係る基準（法第5条の3の2第3項）
- 技能検定合格証明書の書換え又は再交付に係る基準（法第5条の4第3項）
- 技能講習修了証明書の書換え又は再交付に係る基準（法第5条の5第3項）
- 国際競技に参加する外国人に対する所持許可に係る基準（法第6条第1項）
- 許可証の書換え又は再交付に係る基準（法第7条第2項）
- 猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新に係る基準（法第7条の3第1

項)

- (10) 指定射撃場の指定に係る基準（法第 9 条の 2 第 1 項）
- (11) 猟銃等射撃指導員の指定に係る基準（法第 9 条の 3 第 1 項）
- (12) クロスボウ射撃指導員の指定に係る基準（法第 9 条の 3 の 2 第 1 項）
- (13) 教習射撃場の指定に係る基準（法第 9 条の 4 第 1 項）
- (14) 射撃教習を受ける資格の認定に係る基準（法第 9 条の 5 第 2 項）
- (15) 教習資格認定証の書換え又は再交付に係る基準（法第 9 条の 5 第 4 項）
- (16) 練習射撃場の指定に係る基準（法第 9 条の 9 第 1 項）
- (17) 射撃練習を行う資格の認定に係る基準（法第 9 条の 10 第 2 項）
- (18) 練習資格認定証の書換え又は再交付に係る基準（法第 9 条の 10 第 3 項）
- (19) 年少射撃資格の認定に係る基準（法第 9 条の 13 第 1 項）
- (20) 年少射撃資格認定証の書換え又は再交付に係る基準（法第 9 条の 13 第 3 項）
- (21) 年少射撃資格講習修了証明書の手換え又は再交付に係る基準（法第 9 条の 14 第 3 項）
- (22) クロスボウ射撃資格の認定に係る基準（法第 9 条の 16 第 1 項）
- (23) クロスボウ射撃資格認定証の手換え又は再交付に係る基準（法第 9 条の 16 第 2 項）
- (24) 国際競技に参加する外国人に対する許可の期間に係る基準（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 24 条第 2 項）

## 2 処分基準等の題名

- (1) 認知症に係る指定医の診断書の提出に係る基準（法第 4 条の 3 第 2 項）
- (2) 許可猟銃等に係る打刻命令に係る基準（法第 4 条の 4 第 2 項）
- (3) 許可クロスボウに係る表示措置命令に係る基準（法第 4 条の 4 第 3 項）
- (4) 銃砲等又は刀剣類の提出命令に係る基準（法第 8 条第 7 項）
- (5) 指定射撃場の指定の解除に係る基準（法第 9 条の 2 第 2 項）
- (6) 猟銃等射撃指導員の指定の解除に係る基準（法第 9 条の 3 第 2 項）
- (7) クロスボウ射撃指導員の指定の解除に係る基準（法第 9 条の 3 の 2 第 2 項）
- (8) 教習射撃指導員の解任の命令に係る基準（法第 9 条の 4 第 3 項）
- (9) 教習資格の認定の取消しに係る基準（法第 9 条の 5 第 3 項）

- (10) 教習射撃場の指定の解除、教習修了証明書の交付禁止に係る基準（法第 9 条の 8 第 1 項）
- (11) 教習射撃場の指定の解除に係る基準（法第 9 条の 8 第 2 項）
- (12) 練習射撃指導員の解任の命令に係る基準（法第 9 条の 9 第 2 項）
- (13) 練習資格の認定の取消しに係る基準（法第 9 条の 10 第 3 項）
- (14) 練習用備付け銃に係る打刻命令に係る基準（法第 9 条の 11 第 2 項）
- (15) 練習用備付け銃に関する措置命令に係る基準（法第 9 条の 11 第 2 項）
- (16) 練習射撃場の指定の解除に係る基準（法第 9 条の 12 第 1 項）
- (17) クロスボウ射撃資格の認定の取消しに係る基準（法第 9 条の 16 第 2 項）
- (18) 保管に係る銃砲に関する措置命令に係る基準（法第 10 条の 6 第 6 項）
- (19) 猟銃等保管業者に対する措置命令に係る基準（法第 10 条の 8 第 2 項）
- (20) 猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令に係る基準（法第 10 条の 8 第 3 項）
- (21) クロスボウ保管業者に対する措置命令に係る基準（法第 10 条の 8 の 2 第 2 項）
- (22) クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令に係る基準（法第 10 条の 8 の 2 第 3 項）
- (23) 所持許可を受けた者に対する指示に係る基準（法第 10 条の 9 第 1 項）
- (24) 年少射撃資格者に対する指示に係る基準（法第 10 条の 9 第 2 項）
- (25) 銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消しに係る基準（法第 11 条第 1 項）
- (26) 銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消しに係る基準（法第 11 条第 2 項）
- (27) 銃砲等の所持許可の取消しに係る基準（法第 11 条第 3 項）
- (28) 拳銃等又は猟銃の所持許可の取消しに係る基準（法第 11 条第 4 項）
- (29) 猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消しに係る基準（法第 11 条第 5 項）
- (30) 猟銃等射撃指導員の許可の取消しに係る基準（法第 11 条第 6 項）
- (31) クロスボウ射撃指導員の許可の取消しに係る基準（法第 11 条第 7 項）
- (32) 取消し前の銃砲等又は刀剣類の提出命令に係る基準（法第 11 条第 8 項）
- (33) 年少射撃資格の認定の取消しに係る基準（法第 11 条の 3 第 1 項）
- (34) 年少射撃資格の認定の取消しに係る基準（法第 11 条の 3 第 2 項）
- (35) 調査のための受診命令に係る基準（法第 12 条の 3）

(36) 調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令に係る基準（法第13条の3第1項）

(37) 銃砲等又は刀剣類の提出命令に係る基準（法第27条第1項）

3 審査基準等の改正の日

令和4年3月15日

4 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり審査基準等の改正をすることとした。

5 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

**福岡県公安委員会告示第59号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年福岡県条例第30号）第3条第1項第4号の規定に基づき、同号の日及び地域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月18日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日 及 び 地 域	
令和4年5月4日 ～ 令和4年5月5日	福岡市の全地域
令和4年7月2日 ～ 令和4年7月16日	
令和4年7月16日 ～ 令和4年7月18日	北九州市の全地域
令和4年7月23日 ～ 令和4年7月25日	
令和4年8月6日 ～ 令和4年8月8日	
令和4年8月4日 ～ 令和4年8月6日	久留米市の全地域

**福岡県公安委員会告示第60号**

福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年福岡県条例第69号）第12条第1号二の規定に基づき、同号二の日及び地域を次のとおり指定したので告示する。

令和4年3月18日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日 及 び 地 域	
令和4年5月4日 ～ 令和4年5月5日	福岡市の全地域
令和4年7月2日 ～ 令和4年7月16日	
令和4年7月16日 ～ 令和4年7月18日	北九州市の全地域
令和4年7月23日 ～ 令和4年7月25日	
令和4年8月6日 ～ 令和4年8月8日	
令和4年8月4日 ～ 令和4年8月6日	久留米市の全地域